

都営地下鉄車両内への公衆無線LAN（Wi-Fi）機器
設置契約者の公開募集要項

平成27年4月

東京都交通局総務部

目 次

1	公募の趣旨	1
2	募集概要	1
3	対象車両	2
4	応募条件	2
5	応募手続等	3
6	契約締結等	5
7	提供条件	5
8	機器の技術要件	8
9	その他	9
	(様式1) 応募申込書	10
	(様式2) 月額使用料等見積書	11
	(様式3) 質疑書	12
	(様式3) 質疑書別紙	13
	(様式4) 応募辞退届	14

都営地下鉄車両内への公衆無線LAN（Wi-Fi）機器設置契約者の公開募集要項

1 公募の趣旨

東京都交通局（以下「交通局」という。）は、地方公営企業として、企業としての経済性を発揮しつつ、同時にその本来の目的である公共の福祉を増進することに努めている。本件は、交通局が所有する地下鉄車両（以下「車両」という。）内のスペースを公衆無線LAN（Wi-Fi）の機器設置場所として提供し、都内の通信インフラの充実に寄与するとともに、収入の確保を図ろうとするものである。

交通局は以下に示す条件により、車両内のスペースへ機器を設置する者（以下「機器設置者」という。）の募集を行う。

2 募集概要

(1) 募集内容

交通局は、機器設置者を募集する。使用料については、交通局が希望する最低月額使用料と同額以上の金額とする。

(2) 募集スケジュール

募集要項の公表から契約の締結までのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

平成27年4月7日（火）から 4月13日（月）まで	募集要項の公表及び配布
平成27年4月14日（火）から 4月17日（金）まで	質疑書受付
平成27年4月24日（金）までに	質疑書回答
平成27年5月7日（木）から 5月13日（水）まで	応募書類受付
平成27年5月中旬（予定）	契約相手決定の通知
平成27年5月下旬（予定）	契約締結

(3) 最低月額使用料

1APにつき月額1000円（税別）

ただし、消費税は機器設置者が別途負担すること。

(4) 必要経費

次の費用については、消費税も含め、機器設置者の負担とする。

ア 使用料

イ 機器設置費用

ウ 車両の導入又は廃車等に伴う機器載せ換え・設置・撤去費用

エ 車内に掲示するポスター・ステッカー等の作成・貼付・撤去に係る費用

オ 運用費用

カ 修繕費

キ 一般の利用者への問合せ対応費用

ク その他本件の実施に際して必要となる費用

3 対象車両

(1) 機器設置の予定対象車両数

1,116 両（ただし、契約期間中に増減することがある。）

	両数×編成数	編成数	車両数
浅草線	8両×27編成	27	216
三田線	6両×37編成	37	222
新宿線	8両×21編成 10両×7編成	28	238
大江戸線	8両×55編成	55	440
計		147	1116

(2) 対象事業所

次に掲げる都営地下鉄の車両検修場とする。

- ア 馬込車両検修場 大田区南馬込 6-38-1
- イ 志村車両検修場 板橋区高島平 9-1-1
- ウ 大島車両検修場 江東区大島 9-8-1
- エ 木場車両検修場 江東区木場 5-6-7
- オ 木場車両検修場光が丘事務所 練馬区高松 5-8-1

(3) 車両運用等に係る注意事項

- ア 整備又は運用上の都合で、運行しない車両が毎日発生する。
- イ 車両は随時更新するため、契約期間中、機器の載せ替え、新規設置又は撤去が発生する。

4 応募条件

(1) 応募者の資格

- ア 法人であること。
- イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条本文に定める登録電気通信事業者として、総務省の次の Web サイトで名称が公表されていること。
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html>
- ウ 東京都内において、公衆無線 LAN のアクセスポイントを 500 か所以上設置し、運用していること。

(2) 欠格条項

次の者は本件募集に応募できない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- イ 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 交資第 1711 号）に基づく指名停止期間中である者
- ウ 経営不振の状態（以下に挙げる例による。）である者
 - (ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づき、会社の特別清算開始の申立てがなされたとき。
 - (イ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条及び第 19 条に基づき、破産手続開始の申立てがなされたとき。
 - (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき、更生手続開始の

申立てがなされたとき。

(エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき、再生手続開始の申立てがなされたとき。

(オ) 手形又は小切手が不渡りになったとき。

エ 最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある者

(3) 費用の負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募書類の変更の禁止

一度提出された月額使用料等見積書の変更は認めず、当該見積書の記載内容は契約の一部としての法的効力を有するものとする。

また、その他の事項についても軽微な変更以外は認めない。

(5) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。

(6) 応募書類の取扱い

応募者から提出された書類は返却しない。

(7) 使用言語及び単位

応募書類、質問等の言語は日本語とする。単位はメートル法とし、通貨は円を単位とする。

(8) その他

応募手続に関することについては、東京都交通局総務部企画調整課にて対応する。東京都交通局の他部署や他の行政機関等には問合せをしないこと。

5 応募手続等

(1) 募集要項の配布

次のとおり、募集要項を配布する。

配布期間	平成 27 年 4 月 7 日（火）から 4 月 13 日（月）までの平日 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
配布場所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 12 階南側 東京都交通局総務部企画調整課 直通電話 03 (5320) 6011 なお、上記の期間内であれば、交通局ホームページでもダウンロード可能である。URL は次のとおりである。 http://www.kotsu.metro.tokyo.jp

(2) 質疑及び回答

本要項に関する質問は、下記の期間内に質疑書（様式 3）により受け付ける。電子メール又は郵送により送付すること。宛先は（6）の担当部署とする。電話による質疑は受け付け

ない。

質問に対する回答は、電子メール又は郵送により行う。なお、一の質問者からの質問に対する回答について、他の質問者にも周知するべきと考えられる場合は、交通局の判断で同一の回答を周知することがある。

受付期間	平成 27 年 4 月 14 日（火）から 4 月 17 日（金）午後 5 時まで（必着）
回 答	平成 27 年 4 月 24 日（金）までに送信又は発送

(3) 応募書類の提出

応募者は次の書類を提出すること。

提 出 書 類（部数：各 1 部）	
ア 応募申込書（様式 1、封かんしないこと。） イ 月額使用料等見積書（様式 2） ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（原本、発行日から 3 か月以内のもの） エ 商業登記事項証明書（正本、発行日から 3 か月以内のもの） オ 定款（最新のもの） カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の決算報告書（直近実績 3 か年分） キ 事業税及び法人税の納税証明書又は課税証明書（最近 1 か年分） ク 東京都内における公衆無線 LAN のアクセスポイントの設置数、設置状況及び運用状況を説明する資料（任意様式） イからクまでの書類を封筒に入れ、封かんすること。	
提出期間	平成 27 年 5 月 7 日（木）から 5 月 13 日（水）まで 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで あらかじめ来訪日時を 電話連絡 の上、 持参 してください。
提出場所	(6) の担当部署

上記のほか、別途交通局が必要とする書類の提出を求めることがある。

(4) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、応募書類提出期間内に応募辞退届（様式 4）を提出すること。

(5) 機器設置者の決定

ア 機器設置者決定までの期間で、交通局が必要と認めるときは、応募の内容について説明を求めることがある。

イ 機器設置者は、応募者の資格を有し、欠格条項に該当しない応募者の中から、月額使用料の多寡、機器設置スケジュールの迅速性に加え、無料無線 LAN サービスの実施などの提案内容により選定する。具体的には、別添「機器設置者選定基準」に基づいて最も多数の点数を獲得した者とする。最多得点の応募者が複数の場合は、月額使用料等見積書の提出を再度求める。その場合も最多得点の応募者が複数になった場合は、くじ引きで選定する。

ウ 応募者及び他の第三者は、審査過程の公表を求めることができない。

エ 条件を満たす者が存在しない場合は、機器設置者を「該当なし」とする。

オ 機器設置者決定後は、応募者全員に文書により結果を通知する。

(6) 担当部署

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎12階南側

東京都交通局総務部企画調整課

直通電話 03 (5320) 6011

電子メールアドレス S2000008@section.metro.tokyo.jp

(東京都交通局総務部企画調整課 組織メールアドレス)

6 契約締結等

(1) 契約の締結

機器設置者の決定後、月額使用料等見積書の内容に基づき、交通局は機器設置者と契約を締結する。契約に要する費用は機器設置者の負担とする。

(2) 契約の辞退

機器設置者決定から契約の締結までの期間に機器設置者が契約を辞退する場合、機器設置者は、応募時に提示した月額使用料に1,116両分を乗じ、さらに12か月分を乗じた金額を補償しなければならない。

(3) 契約締結に応じない場合の措置

正当な理由なく、機器設置者が契約締結に応じなかった場合、機器設置者としての決定を取り消し、契約を締結しないこととする。この場合、機器設置者は上記(2)の費用を補償しなければならない。

(4) 交通局による契約の破棄

機器設置者の決定から契約締結までの間に、機器設置者について、資金事情の変化等により契約の履行が確実でないとなし交通局が判断した場合又は著しく社会的信用を損なうことなどにより機器設置者としてふさわしくないと交通局が判断した場合、交通局は契約を締結しないことができる。この場合、機器設置者は上記(2)の費用を補償しなければならない。

7 提供条件

(1) 契約期間及び契約解除等

ア 契約期間

契約締結の日から平成33年3月31日まで

イ 機器設置者からの契約解除

原則として、契約期間中の契約解除は不可とする。真にやむを得ず契約の解除を行う場合は、解除について交通局の了承を得るとともに、6(2)の費用を賠償しなければならない。

ウ 交通局からの契約解除

契約期間中、機器設置者がサービスの提供を安定的に継続することが困難になった場合又は著しく社会的信用を損なうことなどにより機器設置者としてふさわしくないと交通局が判断した場合、交通局は契約を解除することができる。この場合、機器設置者は6(2)の費用を賠償しなければならない。

エ 設置機器の買取請求

契約期間終了後の設置機器の買取請求は不可とする。

オ 事情の大幅な変更への対応

契約期間中、社会情勢、技術の進展状況又は地下鉄事業の運営環境等に大幅な変更が生じた場合、交通局及び機器設置者は真摯に協議の上、必要な対応を講じる。

(2) 履行スケジュール

ア 機器設置者は、平成 32 年 3 月 31 日までに全ての車両で、一般の利用者が利用できる状態にすること。

イ 契約期間中に車両の導入又は廃車等が生じた場合は、機器設置者は、速やかに対応すること。

(3) 契約上の権利及び義務の譲渡等の禁止

機器設置者は、本件契約上の権利及び義務を譲渡又は一部譲渡することができない。

(4) 機器の貸出

公衆無線 LAN サービスの提供を希望する事業者がある場合は、設置機器を他の事業者と共同で使用するものとし、その際は全ての事業者の条件を平等にすること。

(5) 第三者委託の制限

機器設置者は、原則として本件に係る実施事項を自ら行うものとする。ただし、事前に交通局の許可を得た上で、補助的又は物理的な作業を第三者に委託することができる。

(6) 無料 Wi-Fi への対応

京浜急行電鉄が実施している訪日外国人向け無料公衆無線 LAN サービスが利用できること。

(7) 使用料の算定及び支払並びに機器設置数の報告

ア 機器設置者は、車内のスペース及び電力の使用の対価として、交通局に使用料を支払うこと。

イ 機器設置者は、前月末日の機器設置数、当月の機器増加数及び減少数並びに当月末日の機器設置数を交通局に速やかに報告しなければならない。その際、機器の載せ換えに関しては連続した使用とみなし、一時的な未設置状態や二重設置状態は使用料の算定に際して考慮しない。

ウ 月額使用料は、1 AP 当たりの月額使用料と、前月末日時点の設置機器数 (AP 数) との積とする。

エ 支払については、Wi-Fi サービスを開始した月から平成 27 年 9 月分までの合計額を平成 27 年 9 月に行うものとし、以降、6 か月分の合計額を毎年 3 月及び 9 月に支払うこと。

また、機器撤去が完了した翌月に未払分を合計して最終の支払を行うこと。

(8) 設置場所及び電力の提供

ア 交通局は、機器設置者に対して、機器の設置に必要な車内のスペースを使用させる。

イ 交通局は、機器設置者に対して、機器の正常動作に必要な限りにおいて、電力を使用させる。

(9) プロジェクト管理者の選任

ア 機器設置者は、本件の履行に関する全般的な責任を持ち、プロジェクトの進捗管理を行うプロジェクト管理者を選任し、交通局に報告すること。

イ プロジェクト管理者は、本件プロジェクトの品質を確保するとともに、期限を遵守すること。

(10) 機器の設置

- ア 機器設置者は、交通局と協議の上、設置スケジュールを決定し、車両に機器を設置すること。設置に際しては車両運行の振動等で落下することのないよう、しっかりと固定すること。
- イ 設置に際しては、部材や工具の落下などの事故及び置き忘れ等がないよう十分注意すること。
- ウ 設置作業は車両運用の都合により、作業時間の制約があり、1日に作業可能な車両数に上限があることに留意すること。
また、予定外の運行や整備の発生により、予定どおりの作業ができない場合があることに留意すること。
- エ 設置作業は車両への機器の設置経験がある者に担当させること。
- オ 機器設置者は、契約期間中に車両の新規配備等が生じた場合、速やかに機器を載せ換え又は新規設置すること。
- カ 機器の仕様、設置方法については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年度国土交通省令第151号、平成18年度国土交通省令第13号）及び同解釈基準を遵守すること。
- キ 機器の設置に当たっては、車両に搭載されている他の機器等に影響を及ぼさないようにすること。なお、予備がある場合は、交通局に許可を得た上で、車両に搭載の保護遮断機を使用できる。
- ク 設置場所については、運行業務等に支障しない場所を選定し、設置方法とあわせて事前に交通局の了承を得ること。

(11) ポスター・ステッカー等の作成・貼付

- ア 機器設置者は、車内に掲示するポスター・ステッカー等を作成し、車内の指定する場所に指定の方法で貼付すること。ポスター・ステッカー等の記載事項として、通信の方法や不具合等に係る問合せ先を明示すること。
- イ 機器設置者は、交通局Webサイトへの登載用として、ポスター・ステッカー等の電子ファイルを交通局に提供すること。
- ウ 機器設置者は、契約期間中に車両の新規配備、転籍等が生じた場合、速やかにポスター・ステッカー等を貼付すること。

(12) 機器の管理及び通信の品質の確保

- ア 機器設置者は、契約期間中、設置機器について適切な管理を行うこと。
- イ 機器設置者は、機器の設置日、修理日、交換日、撤去日、設置機器の個体識別番号及び設置した車両の車号その他必要な情報を一覧にして管理すること。変更が生じた際には速やかに修正を行うこと。
- ウ 機器設置者は、通信が低速又は不安定になるなどの不具合を自ら検知し、又はお客様等から連絡を受けた場合は、速やかに現状を調査すること。
- エ 機器設置者は、設置機器に故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行うこと。
- オ 機器設置者は、設置機器を使用した通信に不具合が生じた場合、原因を究明し、サーバ又はネットワーク機器の増強、プログラム改修、パラメータ設定変更、設置機器の予防交換等、必要な対応を講ずること。
また、判明又は推定した原因と対策について、交通局に速やかに報告すること。

- カ 機器設置者は、自らの負担により、設置機器と同等以上の機能又は性能を有する機器に交換することができる。この場合、交通局と協議の上、機器交換のスケジュールを定めること。
- キ 機器設置者は、設置機器により車両を含む交通局の設備等に支障を及ぼす場合又はそのおそれがある場合は、速やかに機器を停止すること。
また、速やかに、交通局へ報告し、指示に従うこと。
- (13) 問合せ対応
- ア 機器設置者は、自らの責任において利用者からの問合せに対応すること。
- イ 機器設置者は、本件の履行に関する交通局職員からの一元的な問合せ窓口を設置すること。問合せ窓口には電話番号、ファクシミリ番号及びインターネットメールアドレスを用意すること。
- (14) 契約期間の延長等
- ア 契約の自動更新
契約期間の終了に際して、交通局又は機器設置者から特段の申出がない場合は、契約を1年単位で自動的に更新する。ただし、最長で平成35年3月31日までとする。
- イ 交通局からの契約終了の申出
交通局の事情により契約を終了する場合、交通局は契約の終期の3か月前までに機器設置者に通知を行う。
- ウ 機器設置者からの契約終了の申出
機器設置者の事情により契約を終了する場合、機器設置者は契約の終期の6か月前までに交通局に通知を行う。機器の老朽化等により契約の更新が困難な場合も、同様に通知を行う。
- (15) 機器の撤去
- ア 機器設置者は、契約期間中に車両の廃止等が生じた場合、速やかに機器を載せ換え又は撤去し、原状回復を図ること。
また、ポスター・ステッカー等を貼り替え、又は撤去すること。取り外し痕が残る場合は隠蔽措置を講じること。
- イ 機器設置者は、契約期間の満了その他の理由により本契約が終了するときは、車内の機器、ポスター・ステッカー等を撤去し、原状回復を図ること。取り外し痕が残る場合は隠蔽措置を講じること。
- ウ 機器設置者は、交通局と協議の上、機器撤去のスケジュールを定めること。特に、機器の撤去後に交通局が他の事業者と同種の契約を新規に締結する場合、契約締結及び機器設置に必要な期間について配慮すること。
- エ 機器設置者は、車内にポスター・ステッカーを貼付している間は、利用者に対して当該車両における無線LANのサービスを継続すること。
- オ 機器設置者は、機器の撤去中においても、機器を設置している車両の分については、交通局に使用料を支払うこと。
- カ 機器設置者は、撤去期間中においても、前月末日の機器設置数、当月の機器増加数及び減少数並びに当月末日の機器設置数を交通局に速やかに報告しなければならない。

8 機器の技術要件

(1) 総則

ア 設置機器は利用者が安全、快適にネットワーク接続できるものであること。

また、安定的に高速かつ高品質の通信を行えるものであること。

イ 設置機器は他の通信事業者への貸し出しに対応できるものであること。

(2) 災害時の無料開放

災害発生時などの非常時には、サービスを時間制限なく利用者に無料で開放すること。

(3) 公序良俗の確保

以下に掲げる種類のサイトを初期画面として設定せず、また、それらのサイトに利用者を誘導しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に定める指定暴力団等の活動の用に使用するもの

イ 法令に違反する用に供するもの

ウ 社会的な非難を受けるおそれがあるもの

エ 公序良俗に反するもの

オ その他交通局が不相当と認めるもの

(4) 車内の設置に係る条件

ア 車内で発生するノイズに対して誤作動しないこと。

また、当該機器から発生するノイズにより車両機器に影響を与えないこと。

イ 車両に搭載している交通局の業務用通信機器が使用する電波との干渉が発生しないこと。

ウ 車内への設置作業に際しては、他の機器の正常動作を妨げないように、十分に注意すること。

エ 機器の具体的な設置場所については、交通局へ協議し、許可を得ること。設置に際して他の機器の撤去及び廃棄が必要な場合は、機器設置者の負担で適法に実施すること。

オ 車両側の供給電源電圧に対応すること。

カ 運行による振動、車内温度変化に十分耐えられる仕様であること。

キ 音を車内に発しないこと。

ク 設置の機器数は1両当たり1台以内とすること。

ケ 機器の消費電力は機器1台当たりおおむね20W以下とすること。

コ 機器の質量は機器1台当たりおおむね1.3kg以下とすること。

サ 機器の外形寸法は機器1台当たりおおむねW210mm×H70mm×D180mm以下とすること。

9 その他

(1) 機器設置者は、国内の関係法令を遵守すること。

(2) 機器設置者は、特段の理由がある場合を除くほか、通信技術に係る国際基準及び国内基準に準拠すること。

(3) 通信事業の実施に際して必要となる国、地方自治体等への申請、届出等は、機器設置者の責任と負担により実施すること。

(4) 機器設置に起因して事故や他の機器に故障が発生し、交通局又は第三者に損害が生じた場合は、機器設置者の責任において、速やかに原状回復等の対応を行うこと。

平成 年 月 日

応募申込書

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都交通局長 新田 洋平 殿

住 所

氏 名 印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営地下鉄車両内への無線LAN (W i - F i) 機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、応募の申込みをします。

(提出書類の名称)

平成 年 月 日

月額使用料等見積書

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都交通局長 新田 洋平 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者名)

「都営地下鉄車両内への無線LAN(Wi-Fi)機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、Wi-Fiサービスを開始した月から平成33年3月31日までにおける月額使用料、導入時の月間平均の機器設置車両数及びその他の提案について、下記のとおり見積もります。

記

(1) 1AP当たりの月額使用料

金 _____ 円 (税別)

(2) 導入時の月間平均の機器設置車両編成数

1か月平均 _____ 編成

(3) その他の提案 (無料Wi-Fiの提供など)

平成 年 月 日

質 疑 書

東 京 都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 新田 洋平 殿

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者名) (印鑑不要)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営地下鉄車両内への無線LAN (W i - F i) 機器設置契約者の公開募集要項」について、質疑書を提出します。

質 疑 事 項	質 疑 内 容

(様式3)

質 疑 書 別 紙

(都営地下鉄車両内への無線LAN (Wi-Fi) 設置)

質 疑 事 項	質 疑 内 容

平成 年 月 日

応 募 辞 退 届

東 京 都

代表者 公営企業管理者

東京都交通局長 新田 洋平 殿

住 所

氏 名 印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営地下鉄車両内への無線LAN(Wi-Fi)機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、応募を辞退します。